

1章

国土強靱化とは

なぜ、国土強靱化なのですか？

大災害の教訓

日本は、度重なる大災害により、様々な被害をもたらされてきましたが、災害から得られた教訓を踏まえて対策が強化されてきました。

1959年(昭和34年)の伊勢湾台風(台風第15号)は、台風災害としては明治以降最多の死者・行方不明者数5,098名に及ぶ被害が生じました。

この災害を契機として、今日の我が国の防災対策の原点となっている「災害対策基本法」が制定されました。

1995年(平成7年)の阪神・淡路大震災は、観測史上最大の震度7の直下型地震が大都市を直撃し、死者数の約8割の方が家屋の圧壊等により亡くなり、密集市街地を中心とした大規模な市街地延焼火災の発生、高速道路の高架橋の倒壊等、多大な人的・物的被害が発生しました。

こうした教訓から、住宅・建築物の耐震化、密集市街地対策、インフラの耐震性強化などに着手しました。

また、家屋倒壊で家の下敷きになった人の多くが、近所の人々によって救出されたことなどから、「自助」、「共助」の大切さが認識されました。

2011年(平成23年)の東日本大震災は、国内観測史上最大のM9.0の巨大地震と遡上高が40mを越える大津波となり、防潮堤などは津波を遅らせる等の効果がありましたが、完全に防ぐことができず、多くの方が死亡・行方不明となる大災害となりました。

また、帰宅困難者やガソリン不足などの深刻な問題が発生しました。一方、「釜石の奇跡」のように日ごろからの防災教育に基づいた避難行動が命を救った例もありました。

これらの教訓から、インフラ整備等のハード対策のみならず、わかりやすい防災情報の発信や避難訓練等のソフト対策を組み合わせた、総合的な対策の必要性が認識されました。



伊勢湾台風の被害状況
(写真提供:愛知県)



阪神高速道路の高架橋の倒壊
(写真提供:神戸市)



消防局職員と消防団員による
行方不明者の搜索活動
(写真提供:仙台市)

我が国は、これまで様々な大規模自然災害を経験してきましたが、その度に甚大な被害を受け、長期間にわたり復旧・復興を図る「事後対策」を余儀なくされてきました。

国土強靱化は、災害に対する事前の備えとして、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、人命を最大限に守り、また経済社会が致命的な被害を受けず、被害を最小化して迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた安全・安心な国土・地域・経済社会を構築することを目指しています。

平成28年以降に発生した主な災害

①H28 熊本地震

人的被害:死者273人※関連死等含む
 住家被害:全壊8,667棟、半壊34,719棟
 主な被災地:熊本県、大分県
 発生期間:H28.4.14~4.16
 ※震度7観測日

② H28 台風第10号

人的被害:死者・行方不明者29人
 住家被害:全壊518棟、半壊2,281棟
 主な被災地:北海道、東北地方
 発生期間:H28.8.28~8.31

③H29 九州北部豪雨

人的被害:死者・行方不明者44人
 住家被害:全壊338棟、半壊1,101棟
 主な被災地:福岡県、大分県
 発生期間:H29.6.30~7.10

④H30 草津白根山噴火

人的被害:死者1人
 住家被害:-
 主な被災地:群馬県
 発生期間:H30.1.23

⑥H30 台風第21号

人的被害:死者14人
 住家被害:全壊68棟、半壊833棟
 主な被災地:東海地方、近畿地方
 発生期間:H30.9.3~9.5

⑤H30 7月豪雨

人的被害:死者・行方不明者271人
 住家被害:全壊6,783棟、半壊11,346棟
 主な被災地:中国地方、四国地方
 発生期間:H30.6.28~7.8

⑦H30 北海道胆振東部地震

人的被害:死者43人
 住家被害:全壊469棟、半壊1,660棟
 主な被災地:北海道
 発生期間:H30.9.6

⑧R1 房総半島台風

人的被害:死者9人※関連死等含む
 住家被害:全壊457棟、半壊4,806棟
 主な被災地:千葉県、神奈川県
 発生期間:R1.9.7~9.10

⑨R1 東日本台風※

人的被害:死者・行方不明者121人
 ※関連死等含む
 住家被害:全壊3,263棟、半壊30,004棟
 主な被災地:東北地方、関東甲信越地方
 発生期間:R1.10.10~10.13、
 R1.10.24~10.26
 ※低気圧による大雨の被害を含む

⑩R2 7月豪雨

人的被害:死者・行方不明者88人
 住家被害:全壊1,627棟、半壊4,535棟
 主な被災地:九州地方、中部地方
 発生期間:R2.7.3~7.31

⑪R3 1月7日からの大雪

人的被害:死者35人
 住家被害:全壊1棟、半壊2棟
 主な被災地:東北地方、北陸地方、新潟県
 発生期間:R3.1.7~1.11

⑫R3 7月1日からの大雨

人的被害:死者・行方不明者29人
 住家被害:全壊59棟、半壊118棟
 主な被災地:静岡県熱海市
 発生期間:R3.7.1~7.18

⑬R3 8月11日からの大雨

人的被害:死者13人
 住家被害:全壊45棟、半壊1,321棟
 主な被災地:九州地方、広島県、長野県
 発生期間:R3.8.11~8.19

⑭R4 福島県沖を震源とする地震

人的被害:死者4人
 住家被害:全壊224棟、半壊4,630棟
 主な被災地:東北地方
 発生期間:R4.3.16

⑮R6 能登半島地震

人的被害:死者・行方不明者722人
 ※関連死等含む
 住家被害:全壊6,536棟、半壊23,707棟
 主な被災地:石川県
 発生期間:R6.1.1

※国土強靱化推進室調べ(R8.3)

凡例 風水害 地震 火山 雪害

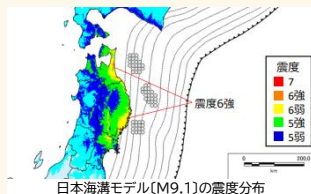


今後、発生が予想されている巨大地震

■日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 被害想定

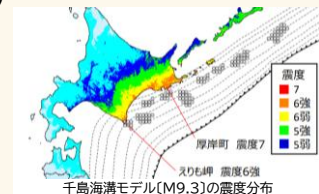
(日本海溝モデル[M9.1])

- 全壊・焼失棟数: 最大約22万棟
- 死者: 最大約19万9千人
- 経済的被害: 約31.3兆円
 資産等の直接被害約25.3兆円
 生産・サービス低下による被害による被害約6兆円



(千島海溝モデル[M9.3])

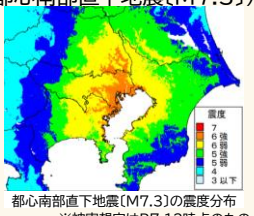
- 全壊・焼失棟数: 最大約8万4千棟
- 死者: 最大約10万人
- 経済的被害: 約16.7兆円
 資産等の直接被害約12.7兆円
 生産・サービス低下による被害による被害約4兆円



(出典:日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ 報告書(内閣府))

■首都直下地震 被害想定(都心南部直下地震[M7.3])

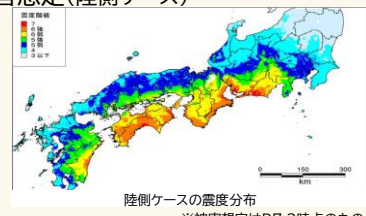
- 全壊・焼失棟数: 最大約40万棟
- 死者: 最大約1万8千人
- 経済的被害: 約83兆円
 資産等の直接被害約45兆円
 生産・サービス低下による被害約38兆円



(出典:首都直下地震対策検討ワーキンググループ 報告書(内閣府))

■南海トラフ巨大地震 被害想定(陸側ケース)

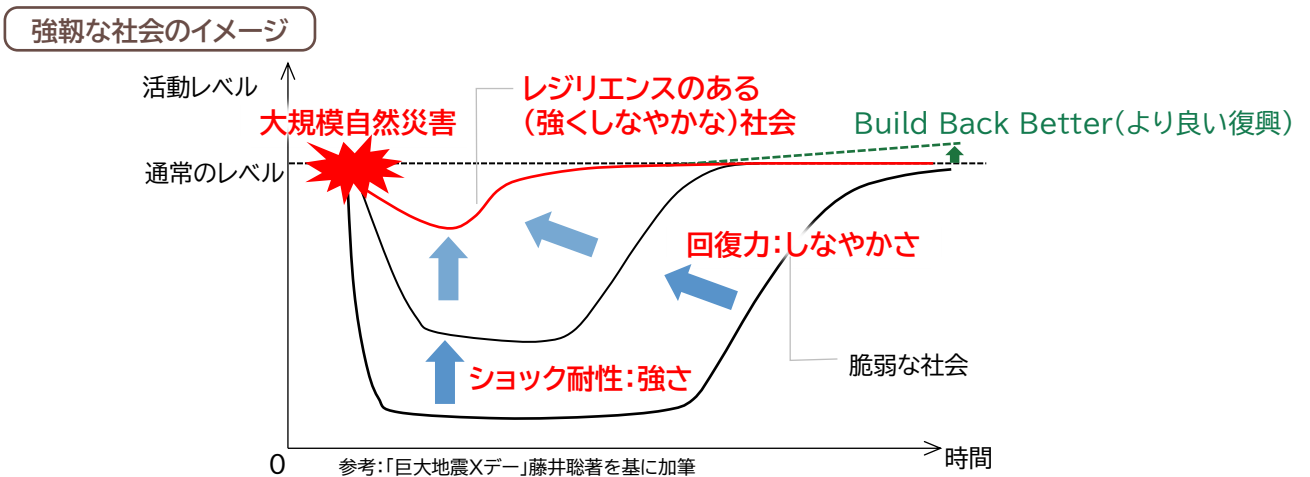
- 全壊・焼失棟数: 最大約235万棟
- 死者: 最大約29万8千人
- 経済的被害: 約270兆円
 資産等の直接被害約225兆円
 生産・サービス低下による被害約45兆円



(出典:南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ第二次報告(内閣府))

国土強靱化とは何ですか？

大規模自然災害時に、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず、迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築していくことです。



国土強靱化の基本目標

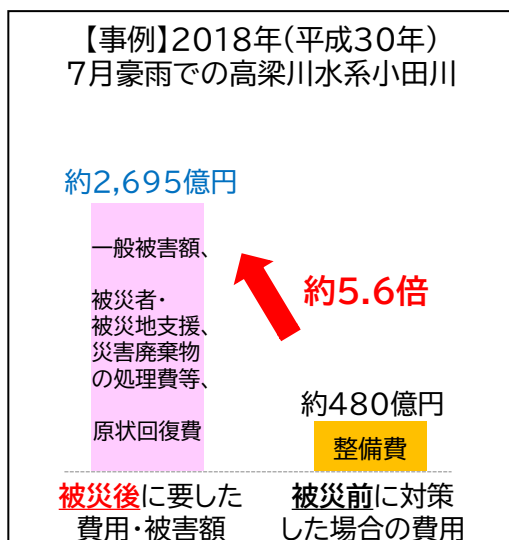
いかなる自然災害が発生しようとも、

1. 人命の保護が最大限図られること
2. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
3. 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
4. 迅速な復旧復興

を基本目標として「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築を目指します。

事前防災の必要性

近年の災害を見ると、水害による被害額と復旧に要する費用よりも、事前に防災対策したほうが少ない先行投資で大きな整備効果をもたらすことが可能です。



※国土交通省水管理・国土保全局作成資料を基に作成

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法

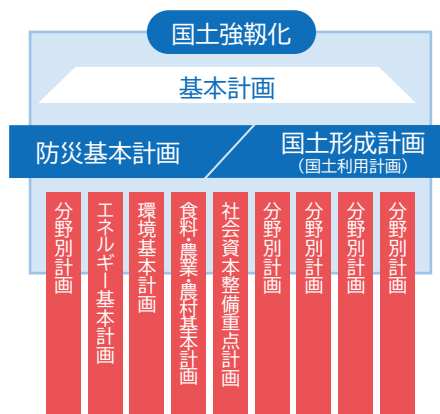
目的、基本理念

- ・大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進する
- ・必要な施策は、明確な目標のもと、現状の評価を行うことを通じて策定、国の各種計画に位置付ける
(国土強靱化基本計画はその指針となるもの)

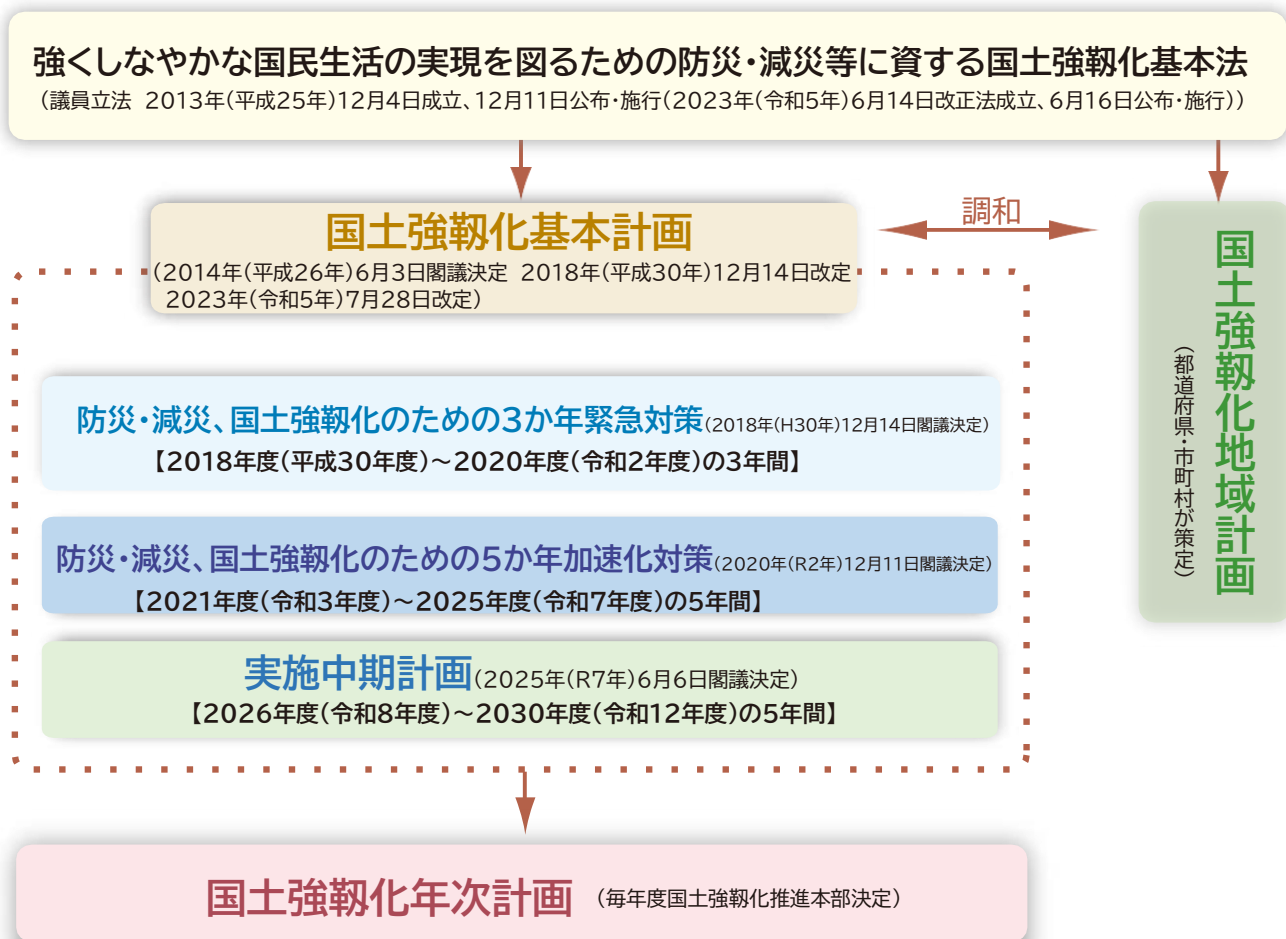
基本方針

1. 人命の保護が最大限図られる
2. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
3. 国民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する
4. 迅速な復旧復興を可能とする
5. ソフト・ハード施策の組合せによる国土強靱化推進のための体制を整備する
6. 自助、共助、公助の適切な組合せによる取組を基本とし、特に重大性・緊急性が高い場合は国が中核的な役割を果たす
7. 実施される施策は、国民需要の変化や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、重点化を図る

アンブレラ計画のイメージ



国土強靱化推進の枠組



国土強靱化基本計画、実施中期計画、年次計画、地域計画

国土強靱化基本計画

- ・法定計画、閣議決定、概ね5年ごとに見直し
- ・国の他の計画の見直し、施策の推進に反映
- ・施策分野ごと及び施策グループごとの推進方針を記載

国土強靱化基本計画は、脆弱性評価を踏まえて、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本計画以外の国土強靱化に関する国の計画等の指針となるべきものとして策定しています。

基本計画の概要

4つの基本目標

- (1)人命の保護
- (2)国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持
- (3)国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4)迅速な復旧復興

国土強靱化にあたって考慮すべき主要な事項と情勢の変化

- (1)国土強靱化の理念に関する主要事項
- (2)分野横断的に対応すべき事項
- (3)社会情勢の変化に関する事項
- (4)近年の災害からの知見

国土強靱化を推進する上での基本的な方針(5本柱)

- (1)国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理
- (2)経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化
- (3)デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化
- (4)災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化
- (5)地域における防災力の一層の強化

国土強靱化実施中期計画

- ・法定計画、閣議決定
- ・国土強靱化に関し実施すべき施策の内容及び目標、事業の規模等を記載

2023年(令和5年)6月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が改正され、国土強靱化基本計画に基づく施策の実施に関する中期的な計画(実施中期計画)を定めるものとされました。計画期間、計画期間内において国土強靱化に関し実施すべき施策の内容及び目標、事業の規模等を定めた「第一次国土強靱化実施中期計画」が2025年(令和7年)6月決定されました。

国土強靱化年次計画

- ・国土強靱化推進本部決定、毎年度策定
- ・施策グループごとの推進方針や主要施策、進捗管理、効果検証のための重要業績評価指標(KPI)等を記載

国土強靱化年次計画は、「国土強靱化基本計画」に基づき、35の施策グループごとに当該年度に取り組むべき主要施策等を取りまとめるとともに、定量的な指標により進捗を管理し、PDCAサイクルにより施策の着実な推進を図るものです。2014年(平成26年)から毎年度策定されています。

国土強靱化地域計画

- ・都道府県又は市町村が策定・見直し
- ・地域の国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画
- ・国土強靱化に係る都道府県、市町村の他の計画等の指針となる

国土強靱化地域計画は、都道府県・市町村が定めることができる、当該地方公共団体の区域における、国土強靱化施策の推進に関する基本的な計画であり、国土強靱化に係る当該地方公共団体の他の計画等の指針となるべきものです。

脆弱性評価について

国土強靱化基本計画はおおむね5年ごとに見直すこととされており、その際は法に基づき、脆弱性評価の指針を定め、これに従って脆弱性評価を行うこととされています。

令和5年の基本計画の見直しにつき実施した脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行いました。起きてはならない最悪の事態に関しては、近年の自然災害からの教訓や社会情勢変化等を踏まえた新たな観点の追加や、個々の自然災害の明確化、ライフラインの重要度・関連性等を踏まえた再整理等により見直しを実施し、6つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして35の「起きてはならない最悪の事態」（以下「最悪の事態」という。）を設定しました（10ページに一覧掲載）。脆弱性評価にあたっては、「最悪の事態」ごとにフローチャートを作成し、最悪の事態がどのようなフローの連鎖で起こりうるかを「見える化」したほか、見直し前の基本計画に基づく施策の評価や脆弱性の分析を行いました。その結果をもとに、35の「最悪の事態」を回避するための施策群（施策グループ）を整理し、各施策グループの達成度や進捗及びフローチャート分析の結果を踏まえつつ、「最悪の事態」ごとに脆弱性の総合評価を実施しました。次ページに、フローチャートの一例を抜粋して紹介します。

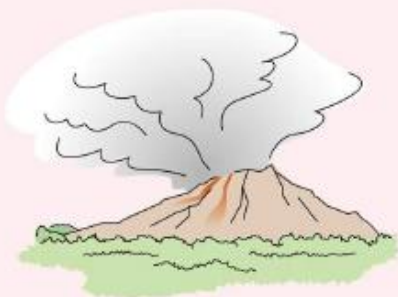
起きてはならない最悪の事態の一例



- 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生



- 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生



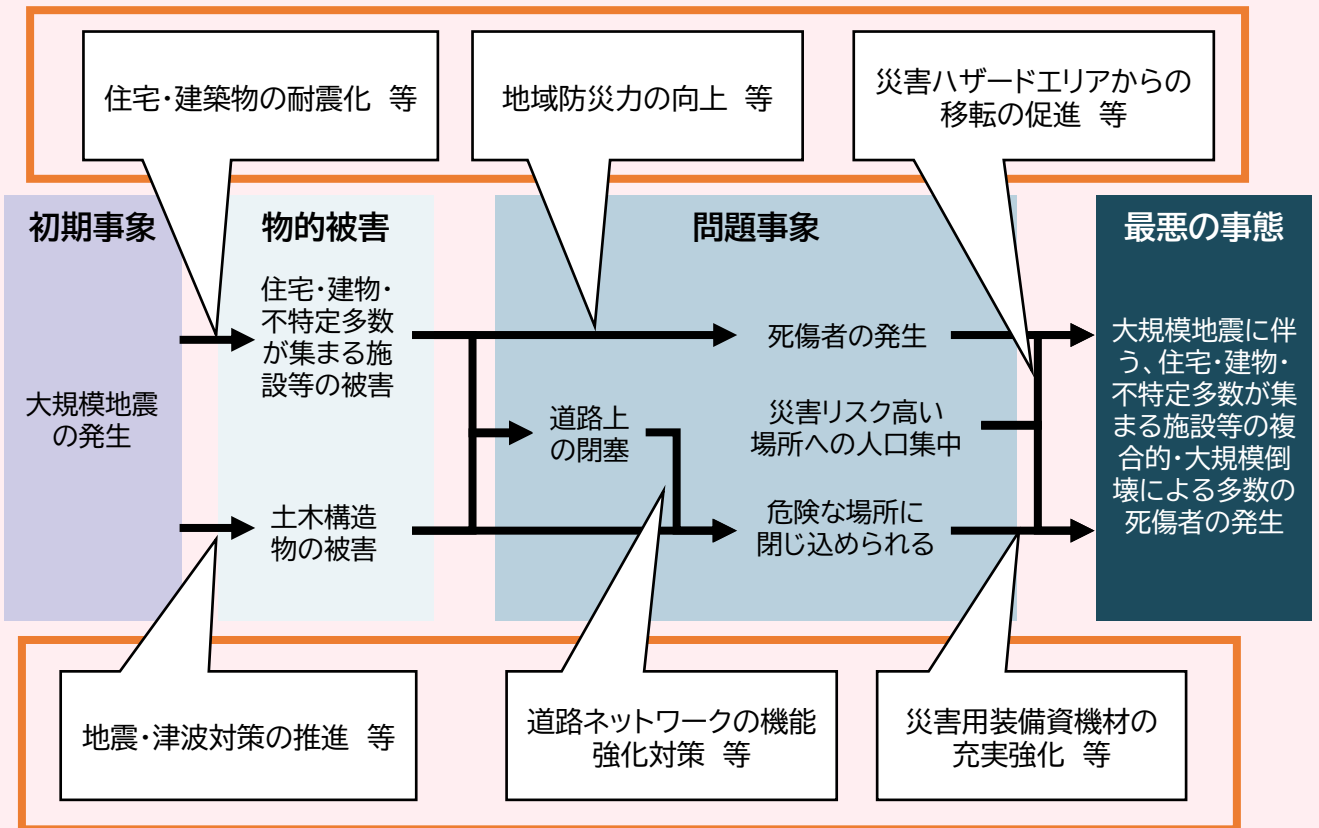
- 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生



- 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

フローチャートの一例

最悪の事態「(1-1)大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生」のフローチャート(一部抜粋)



施策グループ(1-1)の一部 各事象の連鎖を断ち切る施策を整理

※実際のフローチャートの一部を簡易化したものです。

- 初期事象の発生に起因する事象のみならず、初期事象の発生に関わらず潜在的に存在していた事象として背景的事象も考慮(例:上図における「災害リスク高い場所への人口集中」)
- 事象の発生条件として、and連鎖(複数の先行事象が全て発生したら後続事象へつながる)とor連鎖(複数の先行事象のうちいずれかが発生したら後続事象へつながる)を整理
- 各事象の連鎖を断ち切る施策は、ソフト施策及びハード施策の施策数を集計し、定量的に表示
- 1つの施策は、必ずしも特定の「最悪の事態」における特定の事象間のみ有効なわけではなく、異なる事象間や異なる「最悪の事態」にも該当

(参考) 起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)
		1-5	大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生
		1-6	火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死者数の発生
		1-7	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
		2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	首都圏での中央官庁機能の機能不全
		3-3	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下
		4-2	コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3	海上輸送の機能停止による海外貿易、複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響
		4-4	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
		4-5	食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-6	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		4-7	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-3	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-5	太平洋ベルト地帯の幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策(概要)

基本的な考え方

- ・平成30年は、7月豪雨、台風第21号、北海道胆振東部地震等、多くの災害により、人命が犠牲となるとともに、浸水による空港ターミナルの閉鎖、地震によるブラックアウトの発生など、生活や経済に欠かせない重要なインフラが機能を喪失し、国民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼす事態が発生しました。



平成30年の災害の様子

出典:「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」特集サイト(内閣官房)

- ・これを受け、政府では、同年「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を策定し、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、令和2年度までの3年間集中で実施しました。

重点的に取り組んだ対策・事業規模

- ・対策数:160対策
- ・事業規模:約6.9兆円

1 防災のための重要インフラ等の機能維持[98対策]	約3.4兆円
(1)大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化[38対策]	約2.8兆円
(2)救助・救急、医療活動等の災害対応力の確保[43対策]	約0.5兆円
(3)避難行動に必要な情報等の確保[17対策]	約0.1兆円
2 国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持[62対策]	約3.5兆円
(1)電力等エネルギー供給の確保[8対策]	約0.3兆円
(2)食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保[22対策]	約1.1兆円
(3)陸海空の交通ネットワークの確保[28対策]	約2.0兆円
(4)生活等に必要の情報通信機能・情報サービスの確保[4対策]	約0.03兆円
合計	約6.9兆円

対策の期間

- ・事業規模等を定め集中的に対策を実施した期間:
平成30年度(2018年度)～令和2年度(2020年度)の3年間

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(概要)

基本的な考え方

- ・3か年緊急対策は、特に緊急に実施すべき対策について、2018年度(平成30年度)から2020年度(令和2年度)の3年間で集中的に実施し、完了又は大幅に進捗させました。5ヶ年加速化対策は、各分野について、更なる加速化・深化を図ることとし、2021年度(令和3年度)から2025年度(令和7年度)までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に対策を講じています。
- ・近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震は切迫しています。また、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化してきますが、適切な対応をしなければ負担の増大のみならず、社会経済システムが機能不全に陥るおそれがあります。
- ・このため、
 1. 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策
 2. 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策
 3. 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の各分野について、集中的に対策を講じました。
- ・なお、5か年加速化対策の後継として、実施中期計画(法定事項)において、計画期間、施策の内容・目標等を設定しました。

重点的に取り組んだ対策・事業規模

- ・対策数:123対策
- ・事業規模:約15.6兆円

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策 [78対策]	約12.7兆円
(1) 人命・財産の被害を防止・最小化するための対策 [50対策]	
(2) 交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策 [28対策]	
2 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策 [21対策]	約2.6兆円
3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進 [24対策]	約0.3兆円
(1) 国土強靱化に関する施策のデジタル化 [12対策]	
(2) 災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化 [12対策]	
合 計	約15.6兆円

対策の期間

- ・事業規模等を定め集中的に対策を実施した期間:
令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度)の5年間

対策の内容

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策 [78対策]

(1)人命・財産の被害を防止・最小化するための対策 [50対策]

- ・ 流域治水対策(河川、下水道、砂防、海岸、農業水利施設の整備、水田の貯留機能向上、国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備加速)(国土交通省、農林水産省、財務省)
- ・ 港湾における津波対策、地震時等に著しく危険な密集市街地対策、災害に強い市街地形成に関する対策(国土交通省)
- ・ 防災重点農業用ため池の防災・減災対策、山地災害危険地区等における治山対策、漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等の対策(農林水産省)
- ・ 医療施設の耐災害性強化対策、社会福祉施設等の耐災害性強化対策(厚生労働省)
- ・ 警察における災害対策に必要な資機材に関する対策、警察施設の耐災害性等に関する対策(警察庁)
- ・ 大規模災害等緊急消防援助隊充実強化対策、地域防災力の中核を担う消防団に関する対策(総務省) 等

(2)交通ネットワーク・ライフラインを維持し、 国民経済・生活を支えるための対策 [28対策]

- ・ 高規格道路のミッシングリンク解消及び4車線化、高規格道路と直轄国道とのダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策、市街地等の緊急輸送道路における無電柱化対策(国土交通省)
- ・ 送電網の整備・強化対策、SS等の災害対応能力強化対策(経済産業省)
- ・ 水道施設(浄水場等)の耐災害性強化対策、上水道管路の耐震化対策(国土交通省) 等

2 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策 [21対策]

- ・ 河川管理施設・道路・港湾・鉄道・空港の老朽化対策、老朽化した公営住宅の建替による防災・減災対策(国土交通省)
- ・ 農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策(農林水産省)
- ・ 公立小中学校施設の老朽化対策、国立大学施設等の老朽化・防災機能強化対策(文部科学省) 等

3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進 [24対策]

(1)国土強靱化に関する施策のデジタル化 [12対策]

- ・ 携帯型インフラデータプラットフォームの構築等、インフラ維持管理に関する対策(内閣府)
- ・ 無人化施工技術の安全性・生産性向上対策、ITを活用した道路管理体制の強化対策(国土交通省) 等

(2)災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化 [12対策]

- ・ スーパーコンピュータを活用した防災・減災対策、高精度予測情報等を通じた気候変動対策(文部科学省)
- ・ 線状降水帯の予測精度向上等の防災気象情報の高度化対策、河川、砂防、海岸分野における防災情報等の高度化対策(国土交通省) 等

この「5か年加速化対策」においては、それぞれの施策に中長期的な目標を設定し、5年間で重点的に対策を講じることにより、達成時期を前倒し(加速化)することとしました。

第1次国土強靱化実施中期計画(概要)

第1章 基本的な考え方

- ・激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する南海トラフ地震などの大規模地震から、国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組を切れ目なく推進する必要があります。
- ・これまで「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」や「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(以下「5か年加速化対策」)として進めてきたハード・ソフト両面からの国土強靱化施策が着実に効果を発揮しています。
- ・一方、現下の人件費・資機材価格の高騰や人口減少・少子高齢化を背景に、コスト増大や工期延伸等への対応が必要になるなど、諸課題が顕在化しています。
- ・今後、国土強靱化施策の推進に当たっては、「災害外力・耐力の変化」、「社会状況の変化」、「事業実施環境の変化」という3つの変化に対応していく必要があります。
- ・本計画は、2023年(令和5年)6月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)」が改正されたことを受け、同法第11条の2に基づき、国土強靱化基本計画(以下「基本計画」という。)に基づく施策の実施に関する中期的な計画を定めるものです(以下「実施中期計画」という)。
- ・基本計画に定めた国土強靱化政策の展開方向(5本柱)に沿って実施中期計画期間内に実施すべき国土強靱化施策の内容及び目標を明らかにするとともに、5か年加速化対策に続く計画として、その推進が特に必要となる施策の内容及びその事業規模を定めています。

(災害外力・耐力の変化への対応)

- 気候変動に伴う気象災害への「適応」と「緩和」策の推進
- 最先端技術を駆使した自立分散型システムの導入
- グリーンインフラの活用の推進
- 障害者、高齢者、子ども、女性、外国人等への配慮
- 埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえたインフラ老朽化対策の推進

(人口減少等の社会状況の変化への対応)

- 地方創生の取組と国土強靱化の一体的推進
- フェーズフリー対策の積極的導入
- 地域コミュニティの強化、ハード・ソフト対策の推進
- まちづくり計画と国土強靱化地域計画の連携強化
- 積雪寒冷地特有の課題への配慮、条件不利地域における対策強化、「半島防災・強靱化」等の推進

(事業実施環境の変化への対応)

- 年齢や性別にとらわれない幅広い人材活用
- 革新的技術による自動化・遠隔操作化・省人化
- 気象予測精度の向上と社会経済活動の計画的抑制
- 安全確保に伴う不便・不利益への社会受容性の向上
- フェーズフリーな仕組みづくりの推進
- 広域連携体制の強化、資機材仕様の共通化・規格化

第2章 計画期間

- ・計画期間：
令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)の5年間

第3章 計画期間内に実施すべき施策

第4章の施策の他、施策の推進に必要な制度整備や関連計画の策定等の環境整備、普及啓発活動等の継続的取組、長期を見据えた調査研究等について、目標を設定して取組を推進

- ・対策数:全326施策

	I. 防災インフラの整備・管理	II. ライフラインの強靱化	III. デジタル等新技術の活用	IV. 官民連携強化	V. 地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	● 個別避難計画作成 ● 情報科学を活用した地震調査研究プロジェクト ➡ 60施策	● 迅速な航路啓開のための体制の整備 ● 衛星通信システムに関する制度整備等 ➡ 109施策	● マイナナンバーカードを活用した避難所運営効率化等 ● 矯正施設のデジタル無線機の適正な稼働 ➡ 56施策	● 病院におけるBCPの策定 ● 災害保険や民間の防災・減災サービスの活用・啓蒙活動の強化 ➡ 65施策	● 地方公共団体における災害用井戸・湧水等の活用 ● 「世界津波の日」を含む防災への意識向上のための普及啓発活動 ➡ 72施策

※複数の柱に位置付けられた施策があるため、各柱の施策数の合計は全施策数と一致しない。

第4章 推進が特に必要となる施策

1. 施策の内容

施策の目標は、南海トラフ地震が30年以内に発生する確率(8割程度)等に鑑み、一人でも多くの国民の生命・財産・暮らしを守るため、おおむね20年から30年程度を一つの目安として、検討・設定。長期目標の達成に30年超の期間を要する施策においても、地域ごとに異なる災害リスクの実情や緊急性等を踏まえ、早期に効果を発揮できるよう、優先順位・手法を検討の上、実施。

・対策数:全114施策(234指標)

	I. 防災インフラの整備・管理	II. ライフラインの強靱化	III. デジタル等新技術の活用	IV. 官民連携強化	V. 地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小河川も含めた洪水・内水ハザードマップ等の水災害リスク情報の充実 ○ 関係府省庁の枠を越えた流域治水対策等の推進 ○ 障害者・高齢者・子ども・外国人等に配慮した災害情報提供の強化 ○ 発災後の残存リスクの管理 ○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換 等 <p>⇒ 28施策 (76指標)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換 ○ 広域支援に不可欠な陸海空の交通ネットワークの連携強化 ○ 上下水道システムの耐震化を始めとした耐災害性の強化 ○ 送電網の強化及び自立分散型の電源・エネルギーの活用 ○ 通信システムの災害時自立性の強化 等 <p>⇒ 42施策 (87指標)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の地方支分部局等の資機材の充実(警察・消防・自衛隊・TEC-FORCE等) ○ 一元的な情報収集・提供システムの構築 ○ フェーズフリーなデジタル体制の構築 等 <p>⇒ 16施策 (24指標)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化 ○ 密集市街地や地下街等の耐震化・火災対策の推進 ○ 保健・医療・福祉支援の体制・連携強化 ○ 立地適正化計画等と連携した国土強靱化施策の推進 ○ 国土強靱化と地方創生の一体的推進による地域防災力の強化 等 <p>⇒ 13施策 (18指標)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ スフィア基準等を踏まえた避難所環境の抜本的改善 ○ 国等によるプッシュ型支援物資の分散備蓄の強化 ○ 避難所や教育の現場となる学校等の耐災害性強化 ○ 避難所等における自立分散型の電源・エネルギーシステムの構築 ○ 発災時における民間・NPO・ボランティア等の活動環境の整備 等 <p>⇒ 16施策 (29指標)</p>

※1施策(住宅・建築物の耐震化の促進)が「ライフラインの強靱化」と「官民連携強化」に位置付けられているため、各柱の施策数の合計は全施策数と一致しない。

2. 対策の事業規模

・「推進が特に必要となる施策」の事業規模は、今後5年間でおおむね20兆円強程度を目標。

今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映。

・対策の初年度については、経済情勢等を踏まえ、速やかに必要な措置を講ずる。

・次年度以降の各年度の取扱いについても、予算編成過程で検討。今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的に対応。

・事業規模:おおむね20兆円強程度を目標

I. 防災インフラの整備・管理[28施策]	5.8兆円
II. ライフラインの強靱化[42施策]	10.6兆円
III. デジタル等技術の活用[16施策]	0.3兆円
IV. 官民連携強化[13施策]	1.8兆円
V. 地域防災力の強化[16施策]	1.8兆円
合 計	おおむね20兆円強程度

第5章 フォローアップと計画の見直し

・定期的に進捗状況のフォローアップを行いその結果については、基本計画に基づき国土強靱化推進本部が取りまとめる年次計画において整理し公表。

・真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始。

地域の強靱化の推進と民間の取組促進

地域の強靱化の推進

国土強靱化を効果的に進めるためには、地域の強靱化が不可欠です。そのため、都道府県・市区町村では国土強靱化地域計画(以下「地域計画」という。)を策定し、計画的に強靱化の取組を進めています。この都道府県・市区町村の取組についても、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策により、加速化が図られたものがあり、全国各地で災害時に効果を発揮しています。

政府では、地域の更なる強靱化に向けて、地域計画の内容充実が図られるよう、引き続き、都道府県・市区町村に対する支援を行ってまいります。

●内閣官房では、地域の強靱化の促進のため、次の取組を行っています

■支援1:地域計画に基づく取組への交付金・補助金の重点化

地域計画に事業実施箇所等が具体的に明記された事業等について、関係府省庁の交付金・補助金の優先採択や重点配分などの重点化による支援を行っています。

■支援2:ガイドライン等の提示

都道府県・市区町村が地域計画の策定や改定を検討する際に、内容充実や実効性の確保につながるよう、ガイドラインや参考資料を作成し、都道府県・市区町村の職員に提示しています。

■支援3:地域の強靱化に関する出前講座

都道府県や市区町村の要請に応じ、国土強靱化を取り巻く最新情報の解説や地域計画の内容充実に向けた相談等に対応できる有識者や内閣官房の職員を講師として派遣しています。首長向け講座や職員向け講座など様々な内容に対応可能で、申し込みは、随時、国土強靱化推進室で受け付けています。

民間の取組促進

国土強靱化を実効あるものにするためにも、民間事業者等の主体的な取組が極めて重要です。民間事業者等が、

- ・BCP策定など事業継続の取組で自らを守ること。
- ・ビジネスとして防災に関する優れた商品・サービスを提供し顧客を守ること。
- ・普及啓発、人材育成や自治体との支援協定締結等を通して地域を守ること。

等の取組を積極的に進めて頂くため、国土強靱化推進室では、以下の取組を行っています。

民間の取組事例の紹介

【国土強靱化に資する民間の取組事例集】



国土強靱化の取組を行う民間の方々の参考にして頂けるよう、民間企業等の先導的な取組をHP等で公表。

ジャパン・レジリエンス・アワード



強靱な国、地域、人、産業づくりに資する活動、技術開発、製品開発等に取り組んでいる先進的な企業・団体を表彰。第10回にて内閣総理大臣賞、国土強靱化担当大臣賞を創設(主催:(一社)レジリエンスジャパン推進協議会)

レジリエンス認証

事業継続に積極的に取り組む企業等を「国土強靱化貢献団体」として第三者が認証する仕組み。また同団体のうち社会貢献に取り組む企業等を(+共助)とし認証。(認証:(一社)レジリエンスジャパン推進協議会)



国土強靱化の広報、普及啓発等

広報・普及啓発

国土強靱化の取組を広く、わかりやすく伝えるため、シンポジウムやワークショップの開催、ポスターやパンフレット、SNS(Facebook、X、Instagram)を活用した情報発信等を行っています。



国土強靱化シンポジウム



国土強靱化ワークショップ



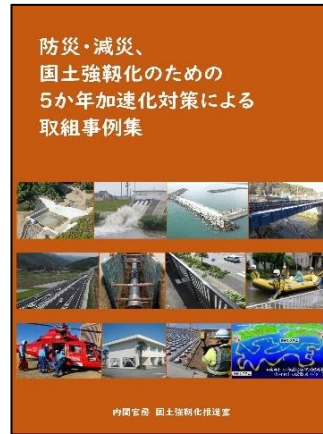
パンフレット
(すずめよう災害に強い国づくり)



ポスター「もしもから、いつもを守る。」



ポスター
「もしもから、いつもを守る。8つの行動」



5か年加速化対策による取組事例集



ワークブック
「防災まちづくり・くにづくり」を考える

強靱化に関する国際貢献の取組

2015年(平成27年)第70回国連総会本会議において、『11月5日を「世界津波の日」として制定する決議』が全会一致で採択されました。将来のリーダーの育成と、世界各国の「きずな」を一層深めるため、2016年(平成28年)から『「世界津波の日」高校生サミット』を、日本で開催し、海外・国内の高校生が参加しています。



2024年のサミットの様子(熊本県で開催)